

〈更新日程表〉

校区	更新日	場所	時間
松前	1月21日(月) }	役場町民課 保険医療係	9:30 } 16:00
	1月31日(木)		
北伊予	1月24日(木)	東公民館	
	上記の日以外	役場町民課 保険医療係	
岡田	1月23日(水)	北公民館	
	上記の日以外	役場町民課 保険医療係	

老人保健医療受給者証の有効期間が、平成14年1月31日(木)までとなっている方は、新しい医療受給者証との交換を1月21日(月)から行いますので、忘れずに更新してください。

※老人の方全員が、該当するわけではありませんので、ご自分の医療受給者証の有効期間をよくお確かめください。

国保
老人保健
医療受給者証
更新のお知らせ

なお、該当の方には、ハガキで通知します。



●持参品
◎保険証(国民健康保険又は社会保険の保険証)
◎印鑑
◎旧医療受給者証
更新の手続きは、代理の方でもできます。
役場町民課保険医療係
お問合せ先
☎985-4107

年金

平成14年4月から
国民年金の取扱いが
変更になります!

半額免除制度が始まります。
平成14年4月から従来の全額免除制度に加えて、国民年金保険料の半分を納付し、残り半分を免除する半額免除制度が始まります。

今までの全額免除の場合、将来、受取る年金額の計算において免除された期間は、保険料を納めた期間と比べると、3分の1の支給額でしたが、半額免除の場合は、3分の2となります。
ただし、免除を受けるためには全額免除と同様に、半額免除についても前年の所得額などによる審査があります。
なお、学生は納付特例の制度があるために、半額免除の制度は利用できません。



第3号被保険者の届出先が変わります。

今まで国民年金の第3号被保険者(厚生年金や共済組合に加入されている方に扶養されている配偶者)の届出は、各自役場で行っていました。しかし、利便性の向上、未届の防止を図るために、平成14年4月からは、配偶者が勤務している所の事業主から、健康保険の扶養手続きと一緒に直接、社会保険事務所へ提出することに変更されます。

今までのように各自で届出をする必要はなくなります。

税

もうすぐ
確定申告の期間です

2月18日(月)から平成13年分の確定申告が始まります。

これに先立ち、営業業(自営業など)の方、平成13年中に土地建物などの譲渡所得があった方については、2月

14日(木)に役場3階大会議室で松山税務署の職員による納税相談を行います。該当される方はぜひお越しください。

また、平成13年分の所得税の払戻しを受ける還付申告については、平成14年1月から、松山税務署で受け付けています。確定申告期間中は大変込み合いますので、早めにお問合せ先
役場税務課町民税係
松山税務署
☎985-4110
☎941-9121

次の大型ごみの日は

2月17(日)です。

地域で決められた場所に収集車が来るまでに出しましょう。

